

### ③ 今後の需要に応じた生産

---

（別紙1）

## 制度設計の全体像

### 1. 米の直接支払交付金

- 米の直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置（30年産から廃止）とする。

### 2. 日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動（活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結）を支援。
- 26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。
- 国と地方を合わせた10a当たり交付単価は、次のとおり。
 

	農地維持支払	資源向上支払 <sup>※</sup>
田（都府県/道）	3,000円/2,300円	2,400円/1,920円
畑（都府県/道）	2,000円/1,000円	1,440円/ 480円
草地（都府県/道）	250円/ 130円	240円/ 120円
- ※ 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。
- 5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。
- 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持。

### 3. 経営所得安定対策

- (1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）
  - 諸外国との生産条件格差から生ずる不利を補うため、法改正により、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。
  - なお、26年産は、現行どおり、全ての販売農家・集落営農に対して実施する。
  - 単価については、別表（P.37）のとおり。
- (2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）
  - 農業者拠出に基づくセーフティネットとして、実施する。
  - 対象農業者は、法改正により27年産から、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。
  - なお、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、26年産のナラシ対策に加入しない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費相当の5割を交付する（この場合、農業者の拠出は求めない。）。
  - 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

## 4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。  
(飼料用米・米粉用米について数量払いを導入し、上限値10.5万円/10aとする。(別図(P.37)参照))
- 地域の裁量で活用可能な交付金(産地交付金(仮称))により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。  
(飼料用米・米粉用米についての多収性専用品種への取組、加工用米の複数年契約(3年間)の取組に対し、1.2万円/10aを交付。)

※1 麦、大豆、飼料作物、WCS用稲及び加工用米の水田活用の直接支払交付金の単価は現行どおりとする。

※2 そば・なたねについては、産地交付金(仮称)からの交付に変更することとする。

## 5. 米政策の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。  
こうした中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

## 6. 米価変動補填交付金

- 米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止する。

# 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月）

～ 我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために ～

## 基本的な方針

「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、**食料自給率の向上と食料安全保障を確立**

## 施策推進の基本的な視点

- ✓ 消費者や実需者のニーズに即した施策
- ✓ 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- ✓ 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- ✓ スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- ✓ 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- ✓ 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- ✓ 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- ✓ SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策

## 食料・農業・農村をめぐる情勢

### 農政改革の着実な進展

農林水産物・食品輸出額  
4,497億円(2012) → 9,121億円(2019)  
生産農業所得 2.8兆円(2014) → 3.5兆円(2018)  
若者の新規就業  
18,800人/年(09～13平均) → 21,400人/年(14～18平均)

### 国内外の環境変化

- ① 国内市場の縮小と海外市場の拡大  
・人口減少、消費者ニーズの多様化
- ② TPP11、日米貿易協定等の新たな国際環境
- ③ 頻発する大規模自然災害、新たな感染症
- ④ CSF(豚熱)の発生・ASF(アフリカ豚熱)への対応

### 生産基盤の脆弱化

農業就業者数や農地面積の大幅な減少

## これまでの食料・農業・農村基本計画

- 食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき策定
- 今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

平成12年 平成17年 平成22年 平成27年

※ おおむね5年ごとに見直し

## 目標・展望等

### 食料自給率の目標

【カロリーベース】 37% (2018) → **45%** (2030) 【生産額ベース】 66% (2018) → **75%** (2030)  
(食料安全保障の状況の評価) (経済活動の状況の評価)

【飼料自給率】 25% (2018) → 34% (2030)

【食料国産率】 飼料自給率を反映せず、**国内生産の状況を評価するため新たに設定**

<カロリーベース> 46%(2018) → 53%(2030) <生産額ベース> 69%(2018) → 79% (2030)

### 食料自給力指標（食料の潜在生産能力）

農地面積に加え、**労働力も考慮**した指標を提示。また、新たに**2030年の見通し**も提示

<生産努力目標>  
課題が解決された場合に、  
主要品ごとに2030年における  
実現可能な国内の農業生産の水準を設定

## 【基本計画と併せて策定】

### 農地の見直しと確保

(2019) 439.7万ha → (2030) 見通し: 414万ha  
すう勢: 392万ha  
※施策を講じない場合

### 農業構造の展望

(2015) 208万人 → (2030) 展望: 140万人  
すう勢: 131万人  
※これまでの傾向が続いた場合

### 農業経営の展望

- ① 37の経営モデルを提示
- ② 小規模でも安定的な経営を行い農地維持等に寄与する事例を提示

## 講ずべき施策

### 1. 食料の安定供給の確保

- **新たな価値の創出**による需要の開拓
- グローバルマーケットの**戦略的な開拓**  
(農林水産物・食品の輸出額: 5兆円を目指す(2030))
- 消費者と食・農との**つながりの深化**
- **食品の安全確保と消費者の信頼の確保**
- 食料供給の**リスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立**
- TPP等**新たな国際環境への対応**、今後の国際交渉への**戦略的な対応**

### 3. 農村の振興

- 地域資源を活用した**所得と雇用機会の確保**  
(複合経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環等)
- 中山間地域等をはじめとする**農村に人が住み続けるための条件整備**  
(ビジョンづくり、多面的機能の発揮、鳥獣被害対策等)
- 農村を支える**新たな動きや活力の創出**  
(地域運営組織、関係人口、半農半X等のライフスタイル等)
- 上記施策を継続的に進めるための**関係府省で連携した仕組みづくり**

### 6. 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成

## 施策の推進に必要な事項

- ① 国民視点・現場主義に立脚、② EBPMの推進・「プロジェクト方式」による進捗管理、③ 効果的・効率的な施策の推進、④ 行政手続のデジタルトランスフォーメーション、⑤ 幅広い関係者・関係府省との連携、⑥ SDGsに貢献する環境に配慮した施策の推進、⑦ 財政措置の効率的・重点的運用

### 2. 農業の持続的な発展

- **担い手の育成・確保**  
(法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進等)
- **多様な人材や主体の活躍**  
(中小・家族経営、農業支援サービス等)
- **農地集積・集約化と農地の確保**  
(人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働等)
- **農業経営の安定化**  
(収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進等)
- **農業生産基盤整備**  
(農業の成長産業化と国土強靱化に向けた基盤整備)
- 需要構造等の変化に対応した**生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化**  
(品目別対策、農作業等安全対策の展開等)
- **農業生産・流通現場のイノベーションの促進**  
(スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進等)
- **環境政策の推進**  
(気候変動への対応、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進等)

### 4. 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応

### 5. 団体に関する施策

### 7. 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

# 食料・農業・農村基本計画 令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標（米部分抜粋）

【令和2年3月31日閣議決定】

	食料消費の見通し		生産努力目標		克服すべき課題
	国内消費仕向量(万トン) 〔1人・1年当たり消費量 (kg/人・年)〕		(万トン)		
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	
米	845 (54)	797 (51)	821	806	○事前契約・複数年契約などによる実需と結びついた生産・販売 ○農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・連坦化の推進 ○多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減
米 〔米粉用米・飼料用米を除く〕	799 (54)	714 (50)	775	723	○食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み ○コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成
米粉用米	2.8 (0.2)	13 (0.9)	2.8	13	○大規模製造ラインに適した技術やアルファ化米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発による加工コストの低減 ○国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸出の拡大
飼料用米	43 (一)	70 (一)	43	70	○飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路開拓 ○バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等、流通コストの低減 ○単収の大幅な増加による生産の効率化

注1:国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口(平成30年度 1億2,644万人、令和12年度(推計) 1億1,913万人)を乗じ、これに減耗量(米ぬかなど)等を加えたものである。

注2:政策の実施に当たっては、食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々の中内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくものとする。

＜参考データ＞

品目	10a当たり収量		作付面積		品目別自給率	
	(単位: kg)		(単位: 万ha)		(単位: %)	
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度
米 〔米粉用米、飼料用米を除く〕	532	547	147	132	97	98
米粉用米	523	584	0.5	2.3		
飼料用米	538	720	8.0	9.7		

注:平成30年度の米(米粉用米・飼料用米を除く)の10a当たり収量は、作物統計における水稲(米粉用米を含み、飼料用米を除く)の値であり、平年収量を用いている。米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦及び大豆の平成30年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。